

総務省 規制の事前評価書

(登録検査等事業者等が使用する測定器等の較正等に係る期間の延長)

所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 電波政策課
電話番号：03-5253-5909
e-mail：radio_act_review@ml.soumu.go.jp
評価年月日：平成29年2月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

登録検査等事業者、登録証明機関及び登録認定機関（以下「登録検査等事業者等」という。）が無線設備の検査・点検及び端末機器等の認証に使用する測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）については、当該測定器等の環境変化・経年変化により発生する計測値の誤差が、当該測定器等を使用して点検等を行う無線設備の技術基準の許容範囲から逸脱しない範囲に収まるよう、定期的に較正等を行うことによりその精度を維持する必要があることから、登録検査等事業者等の要件として、電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第4項第2号、第38条の3第1項第2号及び第38条の8第2項又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第87条第1項第2号において、1年以内ごとに較正又は校正（以下「較正等」という。）を受けることが義務付けられている。

しかし、近年の測定器等の性能の向上等によって、全ての測定器等を一律に規制する必要性が低下しており、登録検査等事業者等が使用する測定器等について、性能の向上や利用状況の実態等を踏まえて較正等の期間の延長等を行い、規制の合理化を図る必要性が生じているところ。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

①新設又は改廃の目的

情報通信技術の進展に対応し、登録検査等事業者等が無線設備の点検等を行うのに優れた性能を有する測定器等について、その較正周期を適切に定めることにより規制の合理化を図るため。

②新設又は改廃の内容

登録検査等事業者等が無線設備の点検等に使用する測定器等の較正等の周期について、これまで、較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して「一年以内」に限定されていたところ、無線設備の点検等を行うのに優れた性能を有する測定器等として総務省令で定めるものについては、当該測定器等の区分に応じ、1年を超え3年を超えない範囲内で総務省令で定める期間とする。

③新設又は改廃の必要性

測定器等の内部回路のデジタル化や部品性能の向上により、優れた性能を有する測定器等では、1年を超える期間でも精度が維持できるようになってきており、1年以内の較正等が必ずしも必要とされないようになってきている。

また、測定器等を使用する登録検査等事業者等から、その較正等に係る経費等の負担軽減として較正期間の見直し要望がある。

そのため、優れた性能を有すると認められる測定器等については、較正周期を現行の一律1年ごとではなく、測定器等ごとに定める必要がある。

(3) 関連する主要な政策

情報通信（ICT 政策） 政策 12「情報通信技術利用環境の整備」

(4) 法令の名称・関連条項とその内容 ※改正後の条項

- 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
 - ・第 24 条の 2 第 4 項第 2 号（検査等事業者の登録）
 - ・第 38 条の 3 第 1 項第 2 号（登録の基準）
 - ・第 38 条の 8 第 2 項（技術基準適合証明の義務等）
- 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
 - ・第 87 条第 1 項第 2 号（登録の基準）

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

① 遵守費用

登録検査等事業者等は、3 年を超えない範囲内で総務省令で定める期間ごとに測定器等の較正等を行う必要があるため、当該較正等に係る費用が見込まれるが、現行と同じ較正周期又は現行より延長された較正周期で費用が発生するものであり、1 回ごとの費用はこれまでと変わらないことから、遵守費用の増加は想定されない。

② 行政費用

特に想定されない。

③ その他の社会的費用

較正周期を延長した場合には、測定器等の精度の信頼性が損なわれることで、無線設備の技術基準の適合性を担保できなくなるおそれがないとはいえないが、具体的な較正周期を総務省令で定めることとする測定器等は、構造の単純化や性能の向上した部品の使用等を勘案して、優れた性能を有する測定器等として総務省令で定める測定器等に限られ、測定器等メーカーの推奨較正期間も必要に応じて考慮することから、当該費用の発生は限定的である。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

測定器等の較正周期について、現行の一律1年ごとから、優れた性能を有する測定器等として総務省令で定める測定器等については、当該測定器等の区分に応じ、総務省令で定める期間ごととすることで、測定器等によっては較正周期が現行より延長されるため、登録検査等事業者等は、較正等に係る経費等の負担の軽減が期待できる。

②行政便益

特に想定されない。

③その他の社会的便益

測定器等の較正周期について、現行の一律1年ごとから、優れた性能を有する測定器等として総務省令で定める測定器等については、当該測定器等の区分に応じ、総務省令で定める期間ごととすることで、測定器等の性能等の実態に即した較正周期となり、規制の合理化が図られる。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

優れた性能を有する測定器等として総務省令で定める測定器等については、較正周期が現行より延長されることで、測定器等の性能等の向上の実態に即した較正周期となり、規制の合理化が図られるとともに、登録検査等事業者等は較正等に係る経費等の負担の軽減が期待できる。一方で、較正周期が延長されることにより、測定器等の精度の信頼性が損なわれ、無線設備の技術基準の適合性を担保できなくなるおそれがないとはいえないものの、前述のとおり当該費用は限定的であると認められることから、登録検査等事業者等が使用する測定器等の較正等に係る期間の延長を行うことは適切である。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

(1) 代替案

測定器等の較正周期について、一律3年ごととする。

(2) 代替案の規制の費用

①遵守費用

登録検査等事業者等は、法の規定に基づき、3年ごとに測定器等の較正等を行う必要があるため、当該較正等に係る費用が見込まれるが、現行より2年延長された較正周期で費用が発生するものであり、1回ごとの費用はこれまでと変わらないことから、遵守費用の増加は想定されない。

②行政費用

特に想定されない。

③その他の社会的費用

一律に較正周期が延長された場合、本来、現在の周期（1年）ごとの較正等が必要な測定器等に関して精度の信頼性が損なわれることで、無線設備の技術基準の適合性を担保できなくなるおそれがある。

(3) 代替案の規制の便益

①遵守便益

登録検査等事業者等は、全ての測定器等について、3年ごとに較正等を行えばよいこととなり、較正等に係る費用の負担を軽減することができる。

②行政便益

特に想定されない。

③その他の社会的便益

特に想定されない。

(4) 代替案の費用と便益の関係の分析等

一律に較正周期が延長された場合、登録検査等事業者等の較正等に係る費用の負担を軽減することができるものの、当該便益の受益者は登録検査等事業者等に限られる。一方、これによって測定器等の精度の信頼性が損なわれることで、無線設備の技術基準の適合性を担保できなくなるおそれがあり、当該社会的費用は影響の及ぶ範囲が広く重大であることから、便益より費用の方が大きく、本代替案は適切ではない。

(5) 代替案との比較結果

代替案と改正案の社会的費用（精度の信頼性が損なわれ、無線設備の技術基準の適合性を担保できなくなるおそれ）については、代替案ではその発生の可能性が改正案の場合よりも高い（現在の1年ごとの較正等が必要な測定器等について精度の信頼性が損なわれるおそれがある）。

一方、便益に関しては、遵守便益（登録検査等事業者等の較正等に係る費用の負担を軽減）について、較正期間を一律3年とする代替案の方が大きくなるものの、当該便益の受益者は登録検査等事業者等に限られるものであり、かつ、社会的便益（測定器等の性能等の実態に即した較正周期となり、規制の合理化が図られる）は改正案のみで発生する。

よって、費用及び便益のいずれにおいても、改正案は代替案に優ると認められることから、現時点において講ずべき措置としては、改正案が適当である。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

○電波政策 2020 懇談会 報告書（平成 28 年 7 月 15 日公表）（抜粋）

無線局の免許人は、総務省令で定める時期ごとにその無線設備等の検査を受ける必要がある（法第 73 条第 1 項）。これらの検査においては、免許人の負担を軽減するため、無線設備等が法令に適合していることを検査又は点検（検査等）を行う能力を有する者として総務大臣の登録を受けた登録検査等事業者が検査等を行い、免許人から当該検査等の結果の提出があった場合、無線局の検査の全部又は一部を省略することを可能としている（法第 73 条第 3 項）。登録検査等事業者が使用する測定器その他の設備（周波数計、スペクトル分析器、電界強度測定器等）は、必要な性能を担保するため、法で定める方法により 1 年以内ごとに較正又は校正を受けることが義務付けられている（法第 24 条の 2 第 4 項）。

一方で、近年、無線設備の多様化や測定器等の性能向上等に伴い、無線設備の技術基準を担保するために必要となる較正等の在り方が変化してきており、全ての測定器等を一律に規制する必要は低下してきている。

そのため、登録検査等事業者等が使用する測定器等について、その性能向上や利用状況の実態、諸外国の事例等を踏まえ、適切な規律を確保した上で、較正等の期

間の延長や方法の多様化等、規律の柔軟化を行うべきである。

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

- ・ 電波政策 2020 懇談会 報告書（平成 28 年 7 月 15 日公表）
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000430220.pdf)

6. レビューを行う時期又は条件

登録検査等事業者等が使用する測定器等に係る今後の技術の進展等の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。